職業能力開発推進者の選任に当たって

推進者の選任は、「職業能力開発促進法」第12条において、事業主の努力義務とされています。

従業員のキャリア形成を支援し、個々の職業能力を存分に発揮してもらうことは企業の発展に不可欠な要素です。従業員の職業能力開発を計画的に企画・実行することが大切ですが、こうした取組を社内で積極的に推進するキーパーソンが「職業能力開発推進者」(以下「推進者」という)です。

1. 推進者の役割

事業内における職業能力開発 計画の作成及びその実施に関 する業務

効率的・効果的な職業能力の開発を進めていくには、時代の要請と変化を捉えた自社に最適な職業能力開発計画を作成することが何よりの近道となります。

労働者に対し、職業能力開発に 関する指導、周知や相談に応じ る業務

能力開発に関する従業員からの相談に対して、キャリアコンサルティング技法を活用し、効果的な支援を行うことで、キャリアアップに繋がります。

国、都道府県、中央職業能力開発 協会、都道府県職業能力開発協会 との連絡に関する業務

職業能力開発行政機関との連絡を円滑に行うことで、自社に 有益な能力開発に関する情報 を入手することができます。

2. 推進者の選任に当たってのポイント

職業能力開発推進者は、従業員の職業能力開発及び向上に関する企画や訓練の実施に関する権限を有する人を選任するようにしてください。

一般的には、教育訓練部門の部課長、それ以外の部署・事業所においては労務・人事担当部課長など推進者は、各事業所(支店、工場、営業所等)で1人以上選任する「事業所単独選任」が基本です。

